

岐 阜 市 競 争 入 札 心 得

平成10年10月1日
改正 平成16年11月12日
改正 平成18年3月31日
改正 平成18年8月15日
改正 平成20年3月28日
改正 平成22年3月15日
改正 平成25年3月29日
改正 平成25年10月23日
改正 平成26年3月24日
改正 平成27年3月31日
改正 平成27年9月1日
改正 平成31年3月29日
改正 平成31年4月26日
改正 令和元年11月1日
改正 令和 3年 3月29日

岐阜市の競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項を承知の上、入札に参加すること。

1 入札関係書類の受領等

- (1) 入札参加者は、入札の公示又は指名の通知があった場合は、速やかに当該契約の主管課（電子入札システムにより入札が執行される場合にあっては、当該電子入札システム）において入札関係書類を受領し、又は閲覧に供すること。この場合において、入札関係書類に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 質疑は書面で行い、原則として、一般競争入札にあっては公告により明示する提出期限、指名競争入札にあっては入札日の3日前（岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する休日を除く。）の午後5時までに当該契約の主管課に提出するものとする。

2 入札期日の変更

入札参加者の過半数の者が見積期間の延長を要望する場合は、入札の期日を変更することがある。

3 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札執行前に入札保証金又はこれに代わる担保について関係職員の点検を受け、封かんの上氏名及び金額を表記して、受領書と引換えに納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除したときは、この限りでない。
- (2) 入札保証金を減免する場合は、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知書により明示する。
- (3) 入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後に受領書と引換えに還付する。ただし、落札者には、契約締結後に還付する。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより書面で提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札が執行される場合は、当該電子入札システムにより入札辞退届を作成の上、当該電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、入札辞退届を書面により提出することができる。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を当該契約の主管課へ直接持参する。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。
- (3) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退するものとする。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 入札書等の提出

- (1) 入札参加者は、指定の時刻までに、指定された場所へ入札書を提出しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札が執行される場合は、指定の時刻までに、当該電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、入札書を書面で提出することができる。
- (3) 貸与されている設計図書があるときは、開札時間までに返還するものとする。
- (4) 指定された時刻までに入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。この場合において、理由によっては資格停止等の措置を講ずることがある。
- (5) 入札書には、金額、工事（件）名、場所、入札年月日及びあて名を明記し、記名押印（届出印）の上封かんし、工事（件）名、場所及び氏名を表記するものとする。この場合において、電子入札システムによる場合は、当該電子入札システムにより入札書を作成の上、通知者に示した時刻までに当該電子入札システムにより提出するものとする。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書の記載金額に当該金額の100分の10（消費税軽減税率対象の場合は、100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（消費税軽減税率対象の場合は、108分の100）に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (7) 代理人が入札に参加する場合は、次のアからウまでに定めるところによる。ただし、電子入札システムにより入札が執行されるときは、代理人の入札は認めない。
 - ア 委任状には、工事（件）名、場所、入札年月日及びあて名を明記し、委任者の使用印及び代理人の使用印を押印した上で提出すること。
 - イ 入札書は、委任者名及び代理人名を記入し、委任状に押印した代理人の使用印を押印すること。
 - ウ 入札書への委任者の使用印の押印は、不要とする。
- (8) 入札書の提出後は、これを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができ

ないものとし、電子入札システムによる場合は、一度送信された入札希望金額を撤回することはできない。ただし、開札終了後から落札決定又は低入札価格調査等による保留の宣告を行うまでの間に、当該入札金額について錯誤（民法(明治29年法律第89号)第95条の規定に該当するもの）の申出（電子入札システムにより入札が執行される場合にあっては、入札書送信後から落札決定又は低入札価格調査等による保留の宣告までの間とし、この場合における錯誤の申出は、その旨を記載した書面を提出する方法により行うものとする。）があつた入札は、取り消すことができる。

- (9) 入札参加者は、入札に立ち会わなければならない。ただし、電子入札システムにより入札が執行される場合又はあらかじめ公告若しくは指名通知書により立ち会いを求めない場合は、この限りでない。
- (10) 郵便による入札は、認めない。ただし、公告又は指名通知書により特に郵便による入札を認める場合は、この限りでない。
- (11) 入札参加者は、他の入札参加者の代理をすることができない。
- (12) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の入札の場合にあっては、工事費内訳書（様式第1号）を、指定された時刻までに、指定された場所に提出しなければならない。
- (13) 前号の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札が執行される場合は、指定の時刻までに当該電子入札システムにより工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、工事費内訳書を書面により提出することができる。
- (14) 総合評価落札方式による入札の場合は、技術提案書（岐阜市建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年3月31日決裁）様式第1号による技術提案書をいう。第11項第11号において同じ。）を指定された時刻までに、指定された場所に提出しなければならない。

6 入札の中止等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の言動を行ったため、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札参加者は、入札の執行中必要以外の言動を慎み、入札執行者の指示に従わなければならぬ。これに従わないときは、当該入札を拒否することがある。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により入札（開札）を行うことができないとき又は入札者が1人だけの場合は、入札を延期し、又は中止することがある。この場合において、当該入札の延期又は中止によって入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。
- (4) やむを得ず、新年度の事業に係る予算の議決前に入札の公示又は指名の通知を行う場合において、当該事業に係る予算の議決が得られなかつたときは、入札の執行を取り止める。この場合においては、あらかじめその旨を、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知書により明示する。

7 開札の方法

開札は、公告又は通知した日時及び場所において入札参加者の面前で行う。この場合において、電子入札システムによるとき又はあらかじめ公告若しくは指名通知書により入札参加者の立ち会いを求めないときは、立会いを希望する入札者又は当該入札事務に關係のない職員を立会いのもとに行う。

8 落札の決定

入札（総合評価落札方式の場合を除く。次項において同じ。）を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低（財産の売払いにあっては、最高）の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設工事又は建設工事に係る委託業務その他委託業務の契約を締結する場合において、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札した者の価格が当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 同価格入札のくじ

落札者となるべき同価格の入札をした者（以下「同価格入札者」という。）が2人以上あるときは、直ちに、当該同価格入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該同価格入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。

10 再度入札

- (1) 開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、再度入札は、原則として工事の請負及び業務委託に係る入札にあっては1回まで、物品の購入及び物品の売払いを行う入札にあっては2回までとし、入札の公正性の確保が困難と判断される場合には、再度入札を行わないことがある。
- (2) 初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札に参加し無効とされた者は、再度入札に参加することが出来ない。ただし、11の(3)から(6)まで、(8)、(9)、(12)及び(13)に該当し無効とされた者にあっては、この限りでない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札（電子入札システムにより入札が執行される場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (4) 金額を訂正し、又は改ざんした入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 金額、名称その他入札に必要とする要件を欠く入札又は確認し難い入札
- (7) 法令等に反する不正行為があると認められる入札
- (8) 再度入札において、前回の最高価格を上回らない入札又は最低価格を下回らない入札
- (9) 同一事項に対し、2つ以上出された入札
- (10) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (11) 工事費内訳書又は技術提案書の提出を求められた場合において、指定された期限までに、当該工事費内訳書若しくは当該技術提案書の提出をしない者のした入札又は当該入札に係る積算金額と入札金額が著しく相違する工事費内訳書その他入札者の名称、工事名等の必要事項を確認し難い工事費内訳書を提出した者の入札

- (12) 岐阜市低入札価格調査要綱（平成15年3月27日決裁）第5条第1項に規定する失格判断基準に満たない価格の入札又は岐阜市最低制限価格制度実施要領（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する最低制限価格を下回る入札
- (13) 5の(8)ただし書により入札参加者が取消の意思表示を行った入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

12 課税（免税）事業者である旨の届け出

契約の相手方が課税事業者である場合は、工事請負契約書に、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するものとし、落札決定後、落札者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を、直ちに届け出るものとする。

- (1) 単体の場合 課税事業者又は免税事業者である旨
- (2) 共同企業体の場合 各構成員について課税事業者又は免税事業者である旨

13 契約の締結

- (1) 落札者は、7日以内（岐阜市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、その期間を延長することがある。
- (2) 前号の場合において、その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む仮契約となる。
- (3) 落札者は、請負金額が500万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券（国債、銀行小切手、地方債等）、金融機関若しくは前払保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券（付保割合の低いもの）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

この場合において、公共工事履行保証証券（付保割合の高いもの）による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金の納付を免除する。

14 この入札心得は、指名競争入札について定めたものであり、一般競争入札の取扱いについては、告示等が優先する。

15 異議の申立て

入札参加者は、入札後この入札心得その他入札条件の不知又は不明を理由に、異議を申し立てることができない。

16 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

17 隨意契約への準用

この入札心得は、随意契約の場合について準用する。